

鶴岡市環境保全推進員研修会次第

令和8年7月29日（水）午後1時30分～4時

鶴岡市中央公民館 市民ホール

1. 開 会

2. 環境美化等功労者感謝状贈呈

3. 主催者挨拶

4. 研 修

（1） 令和8年度市民部環境政策課事業概要について

（2） 推進員の職務について

— 休 憩 —

（3） ごみステーションの現状について

（4） 地域の生活環境の保全について

5. 閉 会

環 境 美 化 等 功 労 者 紹 介

氏 名	町内会名	就 任	活 動 功 績 等
池原 清二 氏	美原町 町内会	平成 22年	環境保全推進員に就任以来、16年の長きにわたり、ごみの減量・分別の推進や環境保全活動に尽力した。 特に、集団資源回収やクリーン作戦の実施に取り組んでこられた。
五十嵐 要二 氏	大塚町 町内会	平成 20年	環境保全推進員に就任以来、18年の長きにわたり、ごみの減量・分別の推進や環境保全活動に尽力した。 特に、ごみステーションの管理やごみ出し指導、集団資源回収の実施に取り組んでこられた。
足達 重義 氏	大山 自治会	平成 24年	環境保全推進員に就任以来、14年の長きにわたり、ごみの減量・分別の推進や環境保全活動に尽力した。 特に、ごみステーションの管理や分別間違いのごみがあったときのごみ出し指導、側溝・水路の汚損の把握に取り組んでこられた。
佐藤 悦 氏	鱒渕 自治会	平成 28年	環境保全推進員に就任以来、10年の長きにわたり、ごみの減量・分別の推進や環境保全活動に尽力した。 特に、ごみステーションの管理や空き家・空き地の把握に取り組んでこられた。
佐藤 小代子	安土 自治会	平成 24年	環境保全推進員に就任以来、14年の長きにわたり、ごみの減量・分別の推進や環境保全活動に尽力した。 特に、ごみステーションの管理や側溝・水路の汚損の把握に取り組んでこられた。
鈴木 典子 氏	小名部 自治会	平成 28年	環境保全推進員に就任以来、10年の長きにわたり、ごみの減量・分別の推進や環境保全活動に尽力した。 特に、ごみステーションの管理やごみ出し指導、集団資源回収の実施に取り組んでこられた。

令和8年度 市民部環境政策課（脱炭素G・自然共生G） 事業概要

1. 生活環境保全対策

（1）公害等対策（苦情相談等対応）

典型7公害（大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、悪臭、地盤沈下）やその他生活環境に関する各種の苦情・相談・通報等に迅速かつ適切な対応を行います。

公害苦情処理受付件数



	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	その他	合計
令和6年度	4	21	1	6	0	0	7	92	131
令和7年度	1	17	0	12	1	0	10	247	288

※令和7年度その他内訳 空き地の管理 186件 生物に関する苦情 41件 宅地内油漏れ 7件
廃棄物関連 10件 他 3件

（2）カラス被害対策

鶴岡市街地周辺のカラスの糞、悪臭、鳴き声等による生活環境被害対策を実施します。

- ・電線の防鳥設備の設置（東北電力ネットワークへ依頼）、道路清掃（道路管理者へ依頼）
- ・箱わなによる捕獲（H19～R7年度までで9,997羽を捕獲） ※R7年度513羽捕獲
- ・啓発、対策

（3）アメリカシロヒトリ防除対策

6月から9月まで「アメリカシロヒトリ防除相談室」を設置し、市民相談に応じるとともに、自治会、町内会組織で行う共同防除の実施にあたり、巣虫防除を基本に防除用機械及び薬剤の提供を行います。

（4）空き家対策

令和7年度より空き家対策業務は、建設部建築課に移管されました。引き続き市と所有者、住民自治組織や専門家団体と連携して、総合的かつ計画的に空き家の適正な管理と活用の促進について推進していきます。また危険度の高い空き家に関しては、市の補助制度の活用を含め除却の推進を図ります。

2. 地球環境保全対策

(1) 市としての地球温暖化対策

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく第3次鶴岡市地球温暖化対策実行計画により、市の自然環境や社会情勢に応じた温暖化対策に資する施策を推進していきます。また今後市民等への啓蒙・啓発を図り、市民・事業者・市が互いに連携し、市域全体における温暖化対策を推進していきます。

(2) グリーンカーテンの普及

誰でもできる温暖化対策の一つとしてグリーンカーテンの普及を図ります。

・環境つるおか推進協議会の事業として、ゴーヤの種とネットの無料配布やコンテストを実施し、市民等へのグリーンカーテンの普及を図ります。

(R7 無料配布：ゴーヤ種 100 袋)

(3) その他の対策

国の「クールチョイス」や県の「カーボンニュートラルやまがた県民運動」の推進に市として協力し、「家庭のアクション」「エコドライブ」など、身近にできる温暖化防止対策について普及啓発します。

3. 資源エネルギー対策

市内の家庭・事業者などへの再生可能エネルギー設備の導入を補助金により支援します。また市有施設等への再生可能エネルギー・省エネルギー設備の導入を進めます。

4. 自然環境保全活用対策

(1) 森林文化都市構想推進事業

森林と人間の関係のあるべき姿を追求し、市民の生活文化に森林が高度に活かされた森林文化都市の創造を目指します。

①森林学習・体感講座「つるおか森の時間」の開催

市民の森林への親しみを創出するための「つるおか森の時間」を開催します。

年5回開催する予定です。

②「森のソムリエ」の育成・活用

市民に森林の楽しみ方を伝えることのできる人材「森のソムリエ」の確保・養成をします。

③「つるおか森の散歩道」の活用

より多くの市民が個人レベルで森歩きを楽しめるよう、平成22～23年度に選定した「森の散歩道」を、見直しを図りながら活用します。

(2) 庄内自然博物館構想推進事業

高館山、大山上池・下池、都沢湿地周辺地域において、鶴岡市自然学習交流館「ほとりあ」を拠点とした自然学習事業や環境保全活動などを実施します。

また、ラムサール条約湿地である大山上池・下池の市民への認知度向上と、令和7年度から活動がはじまった、「庄内セブンの森」による都沢湿地の保全活動を推進します。

5. 環境意識啓発対策

(1) 環境出前講座

県等が実施する環境に関する講座の開催を小中学校及び地域に働きかけるとともに、エコトランクを使用した出前講座を実施します。

(2) エコ通信の発行

環境に関する取り組みの紹介、ごみの分別・収集に係るお知らせなどを掲載し、市民のみなさんに情報提供する「エコ通信」を年2回発行して全戸配布します。

6. 気候変動適応法の改正による熱中症対策

熱中症対策として、ホームページ、SNS、防災無線などを活用した周知と注意喚起を行うとともに、本市指定の涼み処として「クーリングシェルター」を指定・開放します。



熱中症が 増えています

予防のためのポイント



熱中症警戒アラートを活用しましょう

アラート発表時には、

- のどが渇く前に水分・塩分を補給しましょう
- エアコンを適切に使用しましょう
- 高齢者等に声を掛けましょう
- 不要不急の外出は避けましょう
- 暑さ指数に応じて、外での運動は、原則、中止/延期をしましょう



「熱中症警戒アラート」は
環境省のLINE公式アカウント
で確認することができます。

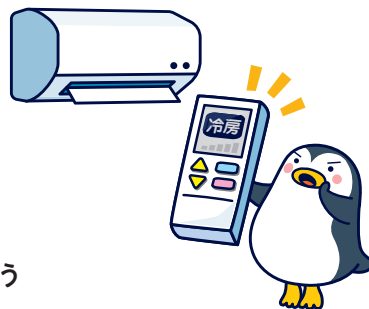
友達追加は
こちら➡



エアコンをしっかり使いましょう

熱中症は室内でも夜でも発生し、
命に関わる問題です

- 無理な節電をせず、夜もしっかり使用しましょう
- 日中はすだれなどで日差しを和らげるなど上手に使いましょう



注意!

停電時など、どうしても エアコンが使えないときには

- 日光を遮り、風通しをよくしましょう
- 濡れたタオル等を肌に当て、うちわであおぎましょう
- できる限り、冷房設備が稼働しているところへ避難しましょう
- 停電時の断水に備え、飲み水を備蓄しましょう
- 電力需給ひっ迫時には、浴槽やバケツに水を貯めておきましょう



令和8年度 市民部環境政策課（資源循環G・施設運営G） 事業概要

1. ごみ処理施設でのごみの処理

(1) ごみ焼却施設「つるおかエコファイア」（宝田三丁目13番6号）

鶴岡市と三川町のもやすごみを焼却します。

令和3年4月稼働 処理能力：160 t／24 h（80 t／24 h × 2 炉）

計画発電量（年間約 20,000MWh、一般家庭 6,700 世帯分に相当）

R7処理量：36,021 t（前年度比3.7%減）

(2) リサイクルプラザ「くるりん館」（水沢字水京68番地の1）

鶴岡市と三川町の家庭から出された資源ごみ等から資源物を分別し処理します。

R7処理量：2,867 t（前年度比3.6%減）

資源化量：2,016 t（前年度比1.0%減）

資源化率：70.30%（対前年度2.7%増）

(3) 一般廃棄物最終処分場（大荒字荒沢前地内）

ごみ焼却施設の灰と、リサイクルプラザで資源化できなかったごみを埋め立てます。

令和3年10月稼働

R7埋立量：4,331 t（前年度比8.4%減）

(4) し尿処理施設（宝田三丁目13番6号）

鶴岡市と三川町のし尿、浄化槽汚泥を処理します。

R7生し尿処理量：1,784 k l（前年度比13.2%減）

浄化槽汚泥処理量：11,767 k l（前年度比3.0%減）

集落排水汚泥処理量：8,477 k l（前年度比2.3%減）

※ ごみ焼却施設とリサイクルプラザには、ごみを直接持ち込むことができます(11-12P参照)。

2. 家庭ごみの収集

(1) 鶴岡市の家庭から排出される生活系ごみの収集運搬を委託し、各町内会等が設置した2,541箇所のごみステーションから収集します。

また、町内会等によるごみステーションの維持管理に活用いただくため、防鳥ネット（幅2m）を無償提供しています。

R7実績 「もやすごみ」 収集量：22,285 t（前年度比 3.5%減）

「もやさないごみ」 収集量： 2,549 t（前年度比 3.9%減）

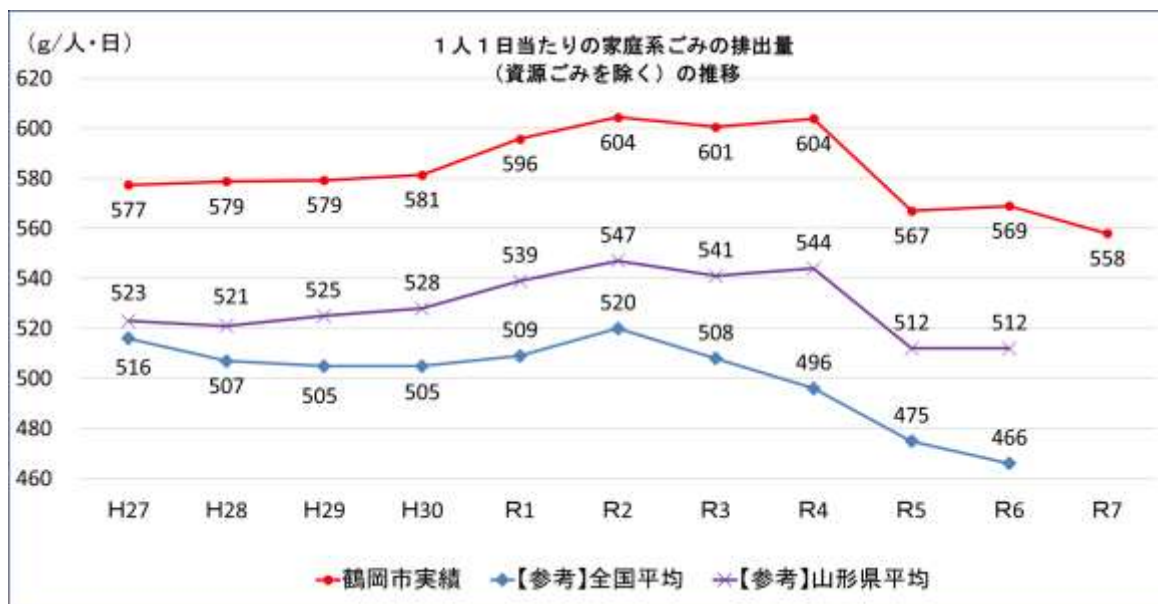
(2) ヘルパーや親族、近隣住民等によるごみ出し支援の取組を促進することで、高齢者・障害者等の、ごみステーションまでごみを出すことが困難な世帯を支援するため、ごみ出し支援を行う団体に補助金を交付します（12P参照）。

3. ごみの減量、リサイクルの推進

鶴岡市の1人1日当たりの家庭系ごみの排出量（資源ごみを除く）は、令和7年度は558gと一般廃棄物処理基本計画(H28策定)に掲げる令和7年度目標値達成まであと8グラムでした。なお、依然として全国平均・県平均と比べて高止まりの状態が続いています。

鶴岡市では、社会情勢の変化や時代の要請を踏まえ、更なるごみの減量やリサイクルの推進、

ごみの適正処理などの取組を推進するため、令和8年3月に新たに一般廃棄物処理基本計画（計画期間：R8～R17）を策定し、リデュース（Reduce＝ごみになるものを減らす）、リユース（Reuse＝ものを大切に繰り返し使う）、リサイクル（Recycle＝資源として再生利用する）の3Rを推進し、1人1日当たりの家庭ごみの排出量（資源ごみを除く）を令和17年度に520gにすることを目標としています。



- (1) 環境保全推進員の皆様から、地域住民へのごみの分け方・出し方の指導、ごみステーションの管理等の日常的な対応を担っていただくとともに、担当職員によるごみステーションの早朝立哨指導やごみ分別出前講座を町内会や各種団体の要請により実施し、地域と協働して生活系ごみの減量、資源化を推進します。

R7実績：立哨指導2回（4か所） ごみ分別講習会14回（240人参加）

- (2) ごみ焼却施設「つるおかエコファイア」やリサイクルプラザ「くるりん館」を活用して、施設見学会や各種イベント等を実施し、ごみの分別・資源化への理解と3R推進に努めます（13-14P参照）。

令和8年8月6日（木）には、ごみ焼却施設・リサイクルプラザ・一般廃棄物最終処分場を半日で回る施設見学会を開催します。

- (3) 町内会や地域団体等での集団資源回収運動を支援するため、資源物の回収量に応じて報奨金を交付します。また、資源回収を推進するため、平日及び第3日曜日に、古着・古紙・デジタル機器・水銀製品等を無料回収（15-16P参照）しています。なお、古紙類については、第2土曜日及び一部祝日等にも無料回収しています。

市民に身近なコミセンで、集団資源回収を補完し古紙類の排出機会の拡大につなげるためのコミセン拠点回収を令和5年度より実施の第4コミセンに続き、第6コミセンで資源回収業者と連携し令和8年5月より供用開始しています。引き続き本事業を検証し、他地域のコミセンや資源回収業者と連携しながら、古紙回収拠点の拡大を図っていきます。

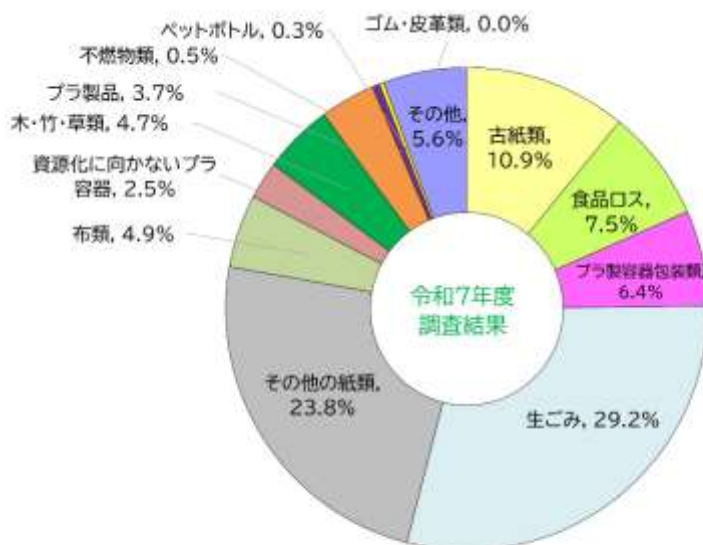
- (4) 市広報やエコ通信等の紙媒体と、市ホームページ、市SNS、市公式LINE、YouTubeショート動画といった各種SNS等の情報媒体の特性を活かした効果的な情報発信を行っています。

(5) 商店や事務所などから排出される事業系一般廃棄物の適正な排出、処理（18P参照）について啓発活動を行います。

(6) 令和7年度に実施したもやすごみのサンプル調査結果では、古紙類10.9%、プラスチック製容器包装類6.4%、食品ロス7.5%と、リサイクル可能なものが全体の約4分の1含まれていました。

また、約8割が水分とされる生ごみは、全体の約3割含まれていました。

引き続き、減量可能なごみや資源化可能なごみの混入状況などの実態を調査するとともに、雑がみやプラスチックごみの分別、食品ロスの削減、生ごみの水切りについて重点的に情報発信します。



(7) 近年、リチウムイオン電池等電池類を原因とした発火事故が多発していることを踏まえ、令和8年4月より、スマートフォンやハンディファンなど電池類を取り外せない・取り外すことが難しい電池類内蔵製品の収集日について、蛍光管・乾電池等の収集日に変更しています。

(8) 外国人住民に対しごみの分け方・出し方を周知するため、多言語による「鶴岡市 ごみの分け方・出し方」を作成し、多文化共生のまちづくりを推進しています。

(9) 不用品をただ捨てるのではなくリユースを促進する仕組みを作ることで、循環型社会の形成を目指すことを目的に、令和8年2月19日に株式会社マーケットエンタープライズと連携協定を締結しました。（P19参照）

4. 環境美化の推進と不法投棄の対策

(1) ごみ袋の提供や回収したごみの回収を通じて市一斉清掃やクリーン作戦を支援するなど、市民の自主的活動による地域の環境美化の促進に努めます。

(2) 不法投棄防止の啓蒙・啓発を実施するとともに、再発防止対策を行います。

(3) 近年世界的な課題となっている海洋プラスチックごみ問題を啓発するため、「ごみゼロの日」にちなんで、マリンパークねずがせき（5月28日）と由良海水浴場（5月29日）を

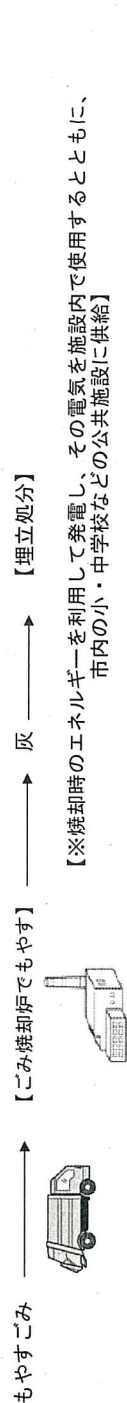
会場にクリーン作戦を行い、世界的な課題となっている海洋プラスチックごみ問題を考える機会としました。

5. 公衆便所の清掃管理

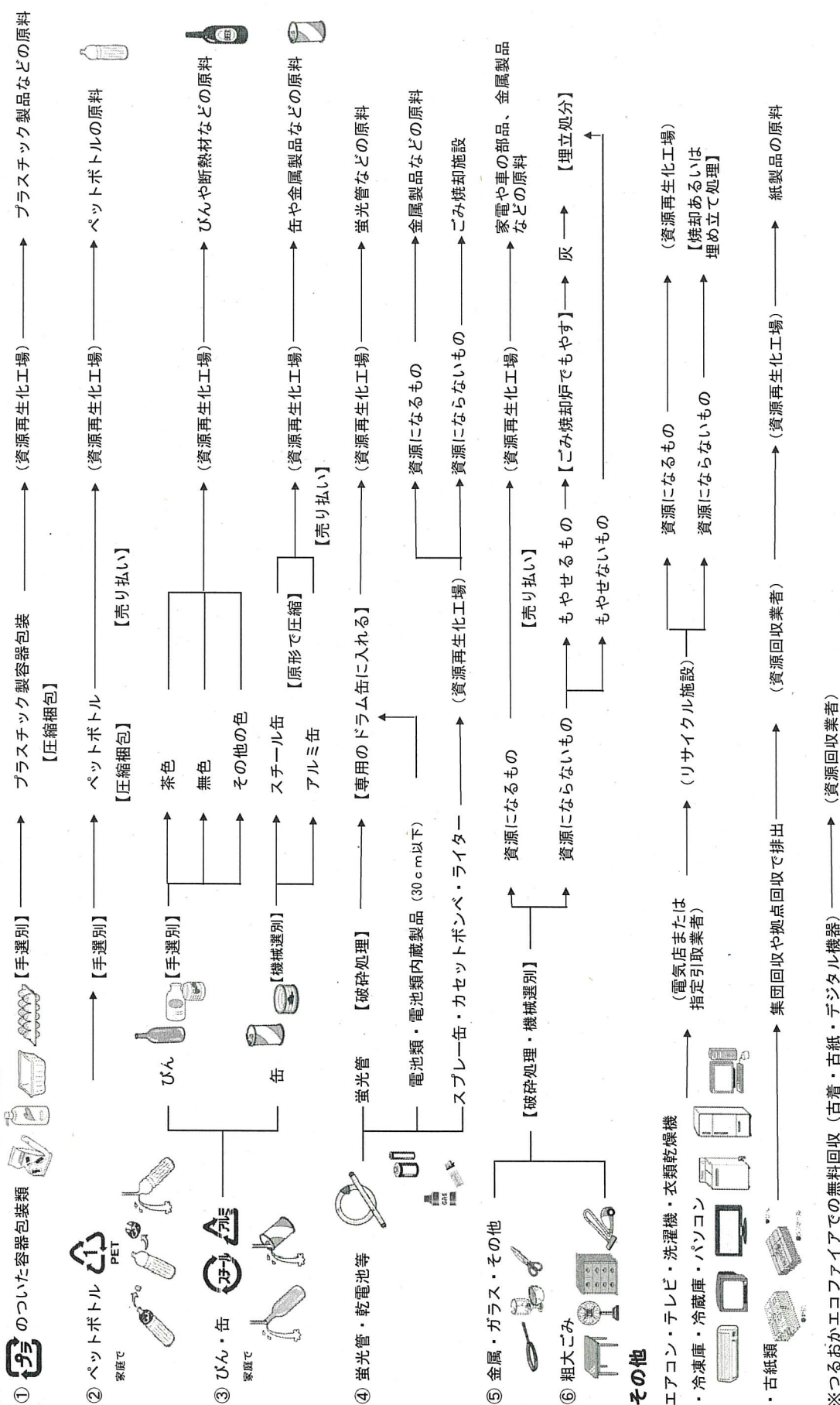
市内に設置してある公衆便所のうち、3箇所について清掃管理を行います。

設施環境を向上させる。

「つるおかエコファシア」



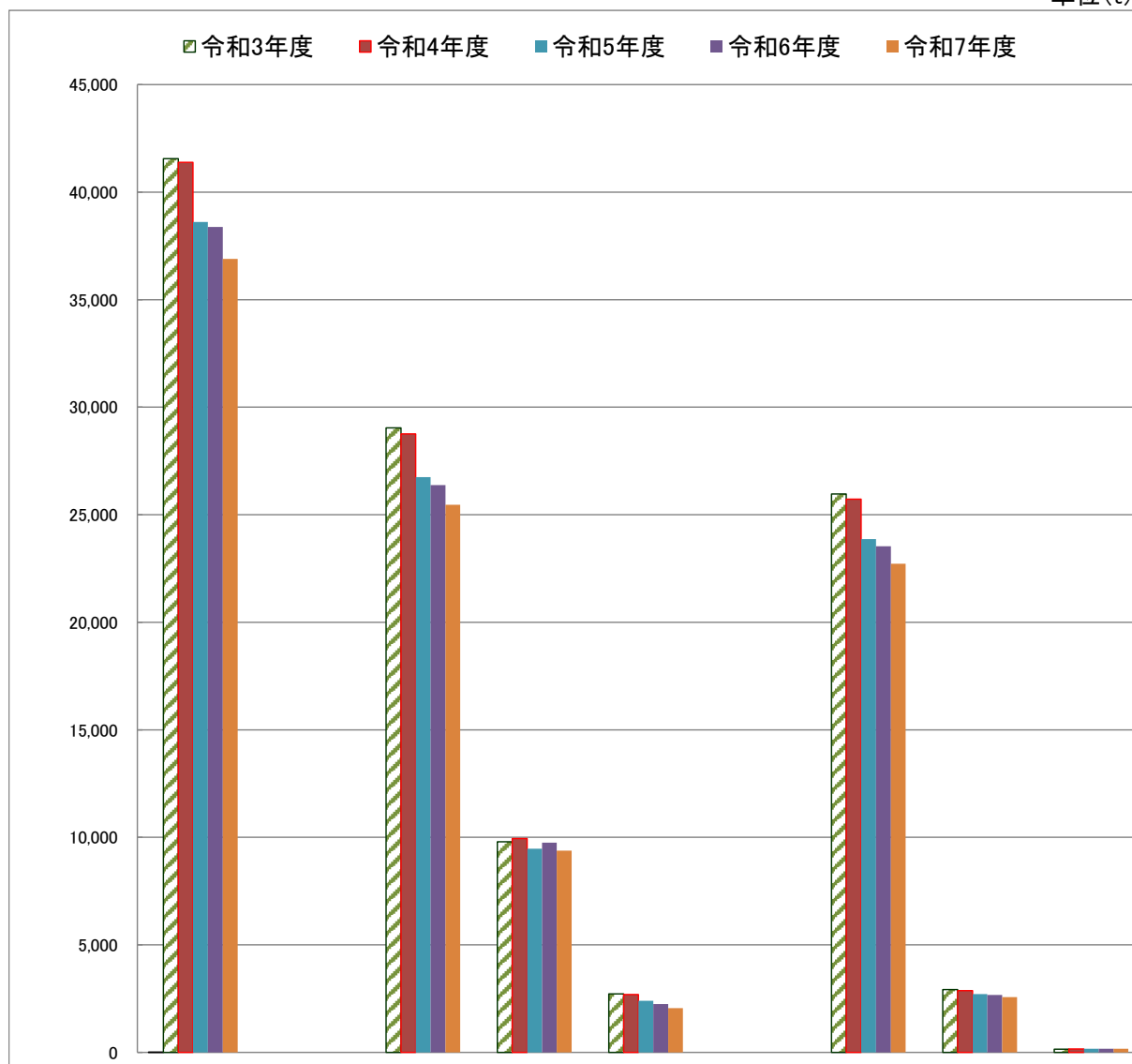
2. 鶴岡市リサイクルプラザ「くるりん館」



※つるおかエコファアイアでの無料回収（古着・古紙・デジタル機器）——（資源回収業者）

鶴岡市ごみ排出量

単位(t)



	総量		生活系	事業系	集団 回収量		(生活系) 可燃	(生活系) 不燃	(生活系) 粗大
令和3年度	41,552		29,040	9,791	2,721		25,968	2,921	151
令和4年度	41,389		28,756	9,944	2,688		25,723	2,871	163
令和5年度	38,611		26,746	9,469	2,396		23,862	2,710	173
令和6年度	38,382		26,379	9,753	2,249		23,536	2,673	170
令和7年度	36,898		25,461	9,378	2,060		22,722	2,569	169

対R6増減率	-3.86%		-3.48%	-3.85%	-8.42%		-3.46%	-3.87%	-0.51%
--------	--------	--	--------	--------	--------	--	--------	--------	--------

※四捨五入の関係で、合計が一致しない場合があります。

●資源ごみ回収状況

			R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
集 団 回 収	登 録 団 体 数		374	375	371
	実施回数 (1団体平均)		2,347 (6.3)	2,394 (6.4)	2410 (6.5)
	回 収 量 (kg)	新 聞	947,447	859,756	779,067
		雑 誌	564,792	521,849	467,543
		ダンボール	746,122	723,305	681,802
		飲料用パック	5,992	5,980	5,693
		雑 が み	13,630	15,833	11,723
		小 計	2,277,983	2,126,723	1,945,828
		金属類	17,449	17,936	15,040
		び ん 類 (29,101本)	22,935 (29,101本)	20,258 (25,550本)	17,426 (21,905)
		合 計	2,318,367	2,164,917	1,978,296
抛 点 回 収	回 収 量 (kg)	新 聞	15,660	13,935	14,900
		雑 誌	26,220	35,165	37,550
		ダンボール	26,060	21,850	29,090
		飲料用パック	165	155	126
		雑 紙	33	33	45
		小 型 家 電	2,510	3,850	3,610
		古 着	7,280	9,550	10,000
	(kg)		77,928	84,538	95,321

●令和7年度クリーン作戦実施状況 (うち海岸部)

	実施回数	参加延べ人数	可燃 (kg)	不燃 (kg)
鶴岡地域	124 (94)	5,390 (4,144)	21,610 (21,047)	945 (770)
藤島地域	31	833	162	73
羽黒地域	93	1,859	530	150
櫛引地域	23	799	137	98
朝日地域	2	1,387	240	120
温海地域	53 (21)	1,043 (942)	4,678 (2,750)	352 (253)
合 計	326 (115)	11,311 (5,086)	27,357 (23,797)	1,738 (1,023)

●令和7年度不法投棄確認状況

	件 数	公有地	民有地
鶴岡地域	70	61	9
藤島地域	1	0	1
羽黒地域	10	3	7
櫛引地域	4	3	1
朝日地域	5	2	3
温海地域	9	1	8
合 計	99	70	29

※ 可燃・不燃は鶴岡市が回収・処分した重量

地域の支え合いによる 「ごみ出し支援」を応援します！

市では、ヘルパーや親族、近隣住民等によるごみ出し支援の取組を促進することで、高齢者・障害者等の、ごみステーションまでごみを出すことが困難な世帯を支援するため、**ごみ出し支援を行う団体に以下のとおり補助金を交付**します。



補助対象者

ごみ出し困難世帯のごみ出しを支援する団体

- 町内会・自治会等の住民自治組織
- コミュニティ振興会、自治振興会等の広域コミュニティ組織 など



補助対象事業

①支援事業

ごみ出し支援を開始した年度のみ、一律で5,000円を補助。

②環境整備事業

①の支援事業の一環で、**ごみ出し困難者のごみを収集日まで保管しておく場所の設置や、ごみステーションの改修等が必要な場合、50,000円を上限に補助。**

※詳細は、ホームページに掲載しております申請の手引きをご覧ください。

[トップ](#) > [暮らし](#) > [ごみ・生活](#) > [各種制度の説明・その他](#)
> [高齢者等ごみ出し支援事業補助金](#)

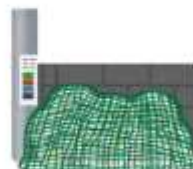


ごみ出し支援の例

- ごみ出しを支援する仕組みや組織を設ける。
- ごみ出しを支援する際の御礼などのルールを定める。
- ヘルパーや親族が来る日とごみ収集日が合わないため、ごみ出しの時間にごみを出せない世帯のために、**収集日の前日以前からごみを出せる環境を整備する。**

など

- ごみを収集日まで保管しておく場所を設置する。
- ネット型のごみステーションを、小動物が侵入できない箱型のごみステーションに置き換える。
- ごみステーションの開閉部分をネットから扉に変更し、小動物が侵入できないようにする。 など



《お問合せ先》 鶴岡市市民部環境政策課

住所: 鶴岡市宝田三丁目13番6号 電話: 0235-22-2848

鶴岡市ごみ焼却施設 「つるおかエコファイア」



施設内には見学者ホールが設けられ、トリックアートや手回し発電ゲームなどを体験しながら、楽しく学ぶことができます！

行ってみよう！

鶴岡市 ごみ処理施設見学



鶴岡市エコキャラ
みどりちゃん

資源物の選別の様子を間近で見ることができます。
また、出荷品・再生品の説明を聴いたり、ごみの分別を相談したりすることで「リサイクル」を学習できます！



鶴岡市リサイクルプラザ 「くるりん館」

詳細は裏面へ→

鶴岡市ごみ焼却施設「つるおかエコファイア」

- 住所 鶴岡市宝田三丁目13番6号
- 見学可能日時
月～金曜日 午前9時～11時50分、午後1時～4時
 ※祝日も見学できます。(5/3～5/5、12/31～1/3を除きます。)
 ※もやすごみの受入日とは一部異なりますのでご注意ください。
- 所要時間 60分程度(団体見学の場合)
- 問合せ
 つるおかエコ・アース(株) TEL33-9650
 受付時間 午前9時～11時50分、午後1時～4時
- 団体は要予約。個人での見学はご自由にご覧ください。



令和3年4月供用開始



つるおかエコ・アース(株)



市ホームページ

鶴岡市リサイクルプラザ「くるりん館」

- 住所 鶴岡市水沢字水京68番地1
- 見学可能日時
月～金曜日 午前9時～11時50分、午後1時～4時
 ※平日のみ見学できます。
 (土日祝日、12/29～1/3を除きます)。
- 所要時間 60分程度(ご要望に合わせて対応可能)
- 問合せ
 リサイクルプラザ「くるりん館」 TEL35-3557
 受付時間 午前9時～11時50分、午後1時～4時30分
- 団体は要予約。個人での見学も可能な限り予約をお願いします。



平成17年4月供用開始



市ホームページ

鶴岡市一般廃棄物最終処分場

- 住所 鶴岡市大荒字荒沢前167番地2
- 見学可能日時
月～金曜日 午前9時～11時50分、午後1時～4時
 ※平日のみ見学できます。
 (土日祝日、12/29～1/3を除きます)。
- 問合せ
 リサイクルプラザ「くるりん館」 TEL35-3557
 受付時間 午前9時～11時50分、午後1時～4時30分
- 見学をご希望の場合は、個別にご相談ください(団体限定)。



令和3年10月供用開始



市ホームページ

その他お問合せ

〒997-0011 鶴岡市宝田三丁目13番6号
 ごみ焼却施設「つるおかエコファイア」3階事務室 鶴岡市市民部環境政策課
 TEL:0235-22-2848 FAX:0235-22-2879
 E-mail:kankyo@city.tsuruoka.yamagata.jp

ぜひお越しください!



古着・古紙・デジタル機器等の無料回収

リユース・リサイクルを推進するため、**古着・古紙・デジタル機器・水銀製品等**
(**鶴岡市の家庭から出たものに限る**)の**無料回収**を実施します。

市HP→



	第3日曜日	平日 ※回収場所にご注意ください
期間	(R8)4/19、5/17、6/21、7/19、 8/16、9/20、10/18、11/22、 12/20、 (R9)1/17、2/21、3/21	平日(土日祝、12/29～1/3を除く) ※古紙の回収日程は、ごみ焼却施設のもやすごみの 受入日程と同じになります。詳細はごみ焼却施設 カレンダーをご覧ください。
時間	午前9時～11時30分(予約不要)	午前8時30分～11時50分、午後1時～5時 (予約不要)
場所	ごみ焼却施設(宝田三丁目13番6号) 古紙回収棟 ※もやすごみの受入れは行いません。 ※冬季間や荒天時の受入場所は、変更になる場合があります。	【古紙以外】市環境政策課(宝田三丁目13番6号) 【古紙】 古紙回収棟 (上記同様)

古着

- 回収した古着は主に海外でリユースします。カビが生えないよう、**濡らさないでください。**
- 透明または半透明の袋に入れ、袋の口を結んで**お持ちください。
- 洗濯またはクリーニング済のものをお持ちください。
- 汚れやにおい、ダメージの状態によっては回収できないもの**もあります。
- 名入り(マジック記入や刺繍入り)の服**は回収できません。

	回収できるもの	回収できないもの
アウター	コート、ジャケット(レザージャケット、 ダウンジャケットを含む)、ジャンパー、 ショール、ポンチョ	雨合羽、コート(毛皮のもの)、 左の表に記載されていない防寒着
トップス	カーディガン、セーター、Tシャツ、 トレーナー、パーカー、ブラウス、 フリース、ベスト、ポロシャツ、Yシャツ	ハンガーやカーテンの フックなどは取り除いて ください。
ボトムス	ジーンズ、スカート、ズボン、スラックス、 カーゴパンツ、チノパン	
上下セット	スーツ、パジャマ、ベビー服、ワンピース、制 服、つなぎ	ビブス、礼服、喪服、企業等の作業着
スポーツ 用品	水着、運動着、ジャージ、 スポーツ用ユニフォーム	ウェットスーツ、スキーウェア、道着、寝 袋
和服類	帯、着物、甚平、浴衣	草履、足袋、丹前、反物、半纏、襦袢
下着類	靴下(両足揃ったもの)、インナーシャツ、 ステテコ、ももひき、腰巻、 キャミソール、スリッパ	靴下(片足のみ)、ストッキング、 パンツ、コンプレッションインナー、 コルセット
寝具	シーツ、タオルケット、毛布	電気毛布、布団、枕、マットレス
小物類	スカーフ、ネクタイ、ハンカチ、帽子	靴、靴、毛糸、サポーター、手袋、ベルト、 端切れ、ひざ掛け、風呂敷、マフラー
生活用品	タオル	カーテン、エプロン、カーペット、クッション、 こたつ布団、座布団、ソファ、テーブ ルクロス、電気カーペット、鍋つかみ、 便座カバー、マット
その他	ぬいぐるみ	人形

R8

古紙

○新聞・雑誌・ダンボール・飲料用パック・雑がみ

※古紙は種類別にまとめ、紙ひも等でしばってください(ガムテープは不可)。

※食品や油、汚れ、臭いがついているものや、特殊な加工がされているものは、リサイクルできないので、もやすごみ(茶色袋)を出してください。

※雑誌の付録や金属など、紙以外のものは取り除いてください。



デジタル機器

○機器内のデータは、事前に消去したうえでお持ちください。



	回収できるもの	回収できないもの
パソコン等とその周辺機器	パソコン、ノートパソコン、タブレット端末、電子辞書、電子書籍端末、電子手帳、デジタルフォトフレーム、ハードディスク、USBメモリー、メモリーカード、モデム、ハブ、ルーター、モバイルルーター、【液晶モニター】、【キーボード】、【マウス】、【テンキー】、【タッチペン】 ※【 】の品目はパソコンとセットの場合のみ回収。	ブラウン管モニター、テレビ、プリンター、スキャナー、CD、DVD
電話	携帯電話、スマートフォン、PHS、電話機(子機の電池は必ず外す)、ダイヤル式電話機、ファックス、スマートウォッチ(バンドは外す)	ファックス(複合機及びレーザー型)
デジタルカメラ	デジタルカメラ、デジタルビデオカメラ、ウェアラブルカメラ、ドローン	フィルムカメラ
ゲーム機	据え置き型ゲーム機、コントローラー、携帯型ゲーム機、ミニ電子ゲーム、カセット型ゲームソフト	ディスク型ゲームソフト
DVDプレーヤー等	DVDプレーヤー、DVDレコーダー、BDプレーヤー、BDレコーダー、HDDプレーヤー、HDDレコーダー、デジタルオーディオプレーヤー、テープレコーダー、ビデオテープレコーダー、レーザーディスクプレーヤー、CDプレーヤー、MDプレーヤー、ICレコーダー、ラジオ、CDラジカセ、チューナー、アンプ、通信カラオケ、プロジェクター	スピーカー、通信カラオケ(カセット式及びスピーカー内蔵型)、CD、BD、DVD、MD
カーナビ等	カーナビ、カーDVDプレーヤー、カーMDプレーヤー、カーCDプレーヤー、カーテレビ、カーチューナー、カーステレオ、カーラジオ、カーアンプ、ETC車載機、VICSユニット、ドライブレコーダー	スピーカー
地デジ/BSチューナー	地デジ/BS/CSチューナー、ケーブルテレビSTB	
ワープロ	ワープロ	ワープロ(ブラウン管型)
その他	上記品目に係るコード類、ケーブル類、充電器、ヘッドホン、イヤホン	モバイルバッテリー

水銀製品等

○水銀体温計、水銀血圧計、水銀温度計

○豆炭あんか(アスベストを使用している製品があります)

※水銀等が飛散しないよう、ケースやビニール袋などに入れてください。



【問合せ】

鶴岡市市民部環境政策課

住所:宝田三丁目13番6号

電話:0235-22-2848

スマートフォン等でごみの分別を検索できます

ごみの分別で悩まれた経験はありませんか。

市公式LINEでは、ごみ分別検索機能など、ごみに関する各種情報を

提供しております。登録のうえ、ぜひご活用ください。



詳細は市HPへ

分別の検索方法

1. 市公式LINEを開く



友だち追加はこちらから

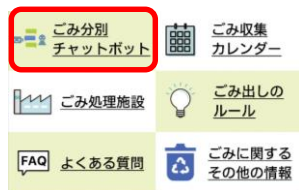
2. 「くらしの情報」を選択



3. 「ごみ」を選択

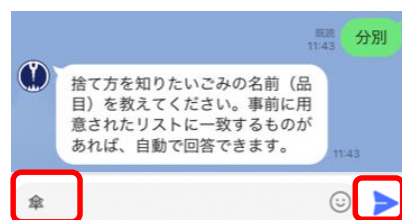


4. 「ごみ分別検索チャットボット」を選択

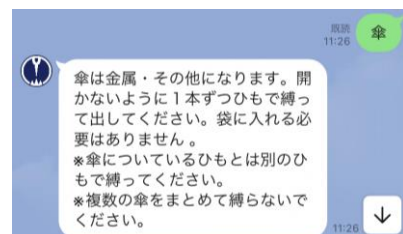


5. 調べたいごみを入力し、送信ボタンを押す

【たとえば…】



※入力品名のみをお願いします。
×傘の捨て方 ○傘



検索したごみが事前に登録されていれば、自動で分別を回答します。

ごみに関する様々なお知らせをお送りします

1. 「設定」を選択



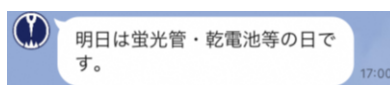
2. 「セグメント配信の設定」を選択

○「くらしの情報」を選択していただくと、**ごみ減量・リサイクル関連の情報をお知らせ**します。

3. 「ごみ収集日の通知設定」を選択

○ごみ収集日の通知を受け取りたい地区や、ごみの種類を選択していただくと、**明日が何のごみの収集日かを、前日午後5時にお知らせ**します。

○特に、蛍光管・乾電池等の日は月1回なので、登録しておくくと便利です。

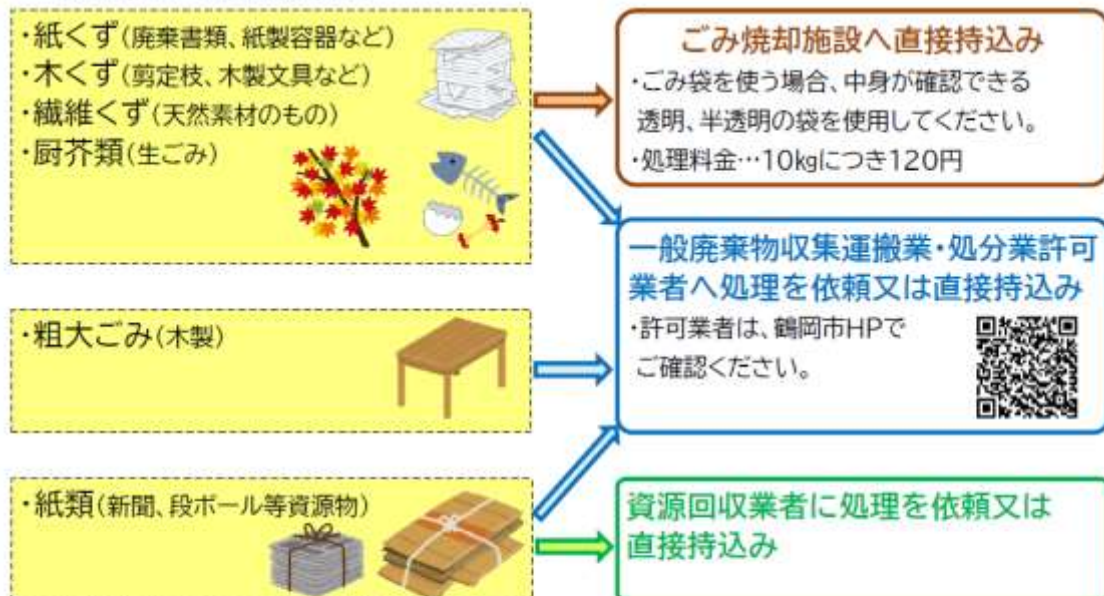


事業系ごみの処理方法

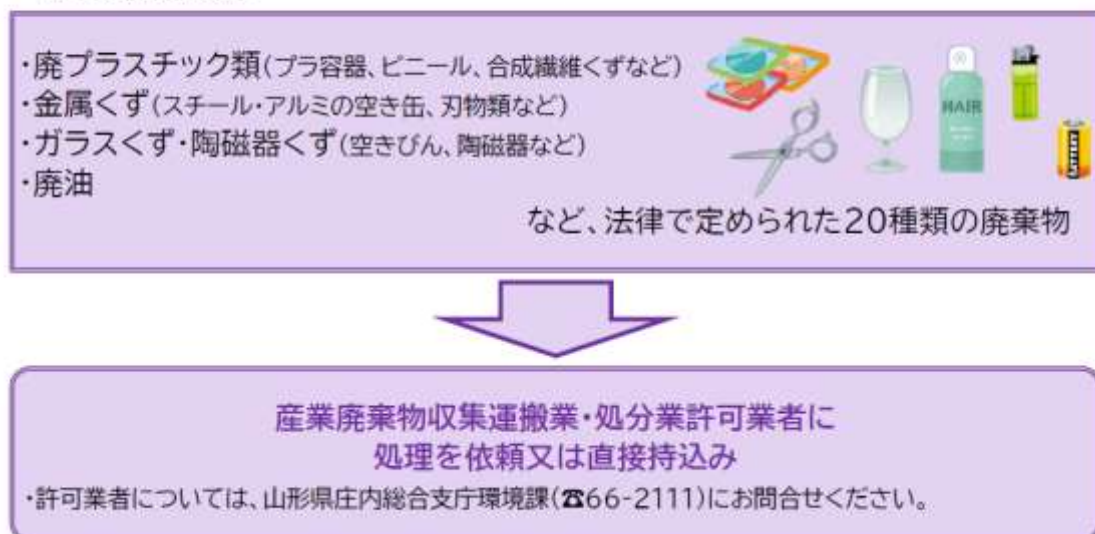
会社や商店、飲食店、医院、農林漁業などの事業活動から生じた「**事業系ごみ**」は、**ごみステーションに出すことはできません**。
廃棄物処理法に基づき、事業者自らの責任で適正に処理する必要がありますので、以下の方法により処理をお願いします。



<事業系一般廃棄物>



<産業廃棄物>



不要品をごみとして捨てる前に!

詳しくはこちら

おいくら?

で売ってリユースへつなげてみませんか?



最短当日 手間をかけずに売ることができるかも!

おいくらはここが便利!

買取価格を比較して選べる

おいくらはここが便利!

最短当日引き取り可能

おいくらはここが便利!

大型や重いモノも買取対象

Check Item

この商品がよく
売れています!

家電



家具



趣味品



..... 複数の買取店に一括査定依頼をして手軽に売却



Step1

不要品の商品
情報を入力して
査定を依頼



Step2

届いた査定結果
を比較して
買取店を選択



とっても簡単 Step3

手間なくお財布
にも優しい不要品
処分が完了!



鶴岡市
Tsuruoka City



MARKET
ENTERPRISE

鶴岡市は株式会社マーケットエンタープライズと
連携協定を締結し、「おいくら」を通じてリユースを推進しています。
※おいくらは株式会社マーケットエンタープライズが運営しております。
※右上二次元バーコードからおいくらサービスカウンターへお問い合わせください。

環境保護への取り組みが重要性を増しております

廃棄処分するのではなくリユースすることで大気中の二酸化炭素が減り、自然環境への負担を軽減した「持続可能 (サステナブル)」な社会づくりに貢献できます。
身近な取り組みとして皆様のご協力をお願いいたします。



家庭ごみを持ち込む場合

ごみ収集日以外にごみを出したい場合や、大量のごみ・粗大ごみがある場合には、以下の施設に直接持ち込むことができます。裏面の注意事項もご覧ください。

ごみ焼却施設(宝田三丁目13番6号、☎22-2848)

- 受付日 ①平日の月～金曜 ②第2土曜日
③一節祝日等(7/20、8/11、9/21、
9/22、10/12、12/29、1/11)
- 受付時間 ①③午前8時30分～11時50分、午後1時～5時
② 午前8時30分～11時50分
- 持ち込めるもの
もやすごみ(木材・剪定枝木等も持込可)、布団
古紙類(新聞・雑誌・ダンボール・飲料用パック・雑がみ)
- 処理料金 10kgにつき120円(古紙類は無料)
令和8年10月1日から:10kgにつき150円(古紙類は無料)



市ホームページ

リサイクルプラザ(水沢字水京68-1、☎35-3557)

- 受付時間 平日 午前9時～11時50分、午後1時～4時30分
※土日祝日、年末年始は持ち込みできません。
- 持ち込めるもの
ごみステーションに「もやすごみ」以外で出しているもの
粗大ごみ
- 処理料金 「もやすごみ」以外…10kgにつき120円
令和8年10月1日から:10kgにつき150円
粗大ごみ…「粗大ごみ料金表」に記載の品目ごとの金額



粗大ごみ料金表



市ホームページ

★一般廃棄物収集運搬許可業者に収集を依頼することもできます。

有料になりますので、詳しくは各業者にお問合せください。

業者名	所在地	電話番号 (0235-)	粗大 ごみ	家電	業者名	所在地	電話番号 (0235-)	粗大 ごみ	家電
南朝日環境衛生	越中山	53-2811	●		街庄交コーポレー ション	日和田町	25-1380	●	●
ウィズ街	西目	35-3569	●	●	庄内環境整備街	茅原町	22-0496	●	
南大滝商店	白山	22-1889	●	●	東北イートップ街	藤浪四丁目	64-5785	●	●
南大淵商店	安丹	24-0555	●	●	街ハイレード	羽黒町赤川	62-4747	●	
街環境管理 センター	宝田三丁目	25-0801	●	●	街エコー	酒田市	0234- 35-1707		●
街管理システム (アール・イー・ シー)	たらのき代	57-3225	●	●	街エルデック	酒田市	0234- 34-3355	●	●
					街今野運輸	酒田市	0234- 31-3488		●

共通事項

- ごみは分別し、持ち込み・積み下ろしは必ずご自分で行っていただくようお願いします。
- 市の一般廃棄物収集運搬業の許可を受けていない業者が、ごみの運搬を行うことはできません(古物商や産業廃棄物収集運搬業の許可では運搬できません)。
- 種類や状態によっては、市で処理できないため、受け入れをお断りする場合があります。

もやすごみ(→ごみ焼却施設)

- 通常、茶色の袋に入れてごみステーションに出せるごみを持ち込めます。
 - 直接持ち込み時は茶色のごみ袋に入れる必要はありません。
 - 生ごみはよく水切りをしてから出してください。
 - 衣類・靴・かばん類は、金具がついていても「もやすごみ」になります。
- 木材等(板切れ・雪囲い用の竹や杭など)・庭木の剪定枝木・花束・草
 - 直径(幅)10cm、長さ60cm以内のものに限ります。
 - ※太いと燃え残ってしまいます。また、長いと焼却炉の入口が詰まってしまいます。
 - ※粗大ごみや建築廃材に該当するものは、上記のサイズでも受け入れできません。
 - 剪定枝・草等は乾燥させてから出してください。
 - ※水分が多いと燃えにくいです。乾燥させると軽くなり料金も抑えることができます。
- ござ・すだれ・風呂用マット・カーペット・じゅうたん
 - 直径10cm、長さ90cm以内のものに限ります。
- 座敷ほうき・竹ほうき
 - 長さ60cm以下の竹製・プラスチック製のものに限ります。
 - ※古紙類(新聞・雑誌・ダンボール・飲料用パック・雑がみ)は無料で回収しています。
 - ※箆箆や机などの木製家具は粗大ごみになります(→リサイクルプラザへ)。

布団(→ごみ焼却施設)

- 掛布団・敷布団あわせて1家庭1日10枚まで。
- 羽毛布団・毛布・枕・座布団・ブルーシートも持ち込み可能です。
 - ※マットレスはごみ焼却施設では、受け入れできません。

「もやすごみ」以外で出しているもの(→リサイクルプラザ)

- 通常、桃・黄・緑・青色のごみ袋で収集に出せるものや蛍光管・乾電池等を持ち込めます。
 - ※収集用のごみ袋に入れる必要はありませんが、種類別に分けて持ち込んでください。

粗大ごみ(→リサイクルプラザ)

- ※建物の解体・リフォームに伴うものは受け入れをお断りしております。
- ※家電リサイクル法の対象品目(冷蔵庫・冷凍庫、エアコン、洗濯機・乾燥機、テレビ)やスプリング入りマットレスなど、市で処理できないごみは受け入れできません。
- ➡ 表面の許可業者に依頼するなどしてください。

鶴岡市環境保全推進員の職務等について

1. 環境保全推進員制度の概要

(1) 環境保全推進員とは

鶴岡市では、地域の生活環境の保全と美化、生活系ごみ等の減量を積極的に推進するため、推進員制度を設け、活動をお願いしています。

(2) 推薦及び委嘱

① 推薦・委嘱方法

町内会等の住民自治組織からの推薦に基づき、市長が委嘱します。

② 委嘱者数

令和8年7月現在、鶴岡市全域で386名の方に推進員を委嘱しています。

③ 任期

2年間(令和8年4月1日～令和10年3月31日)

※途中で交代された方は、前任者の残りの任期とすることができます。

④ 報酬

年額 15,000 円を年度末(3月)にお支払いしております。

※当報酬に関する源泉徴収票は、翌年1月頃に届く予定です。

⑤ 配布物

推進員証を配布します。

⑥ 任期途中の退任・変更・追加

鶴岡市環境政策課・各庁舎地域づくり推進課までお申し出ください。

なお、各様式は市 HP に掲載しています。

〈市ホームページ〉

トップページ>暮らし>ごみ・生活>各種制度の説明・その他>
環境保全推進員について



2. 推進員の主な職務内容について

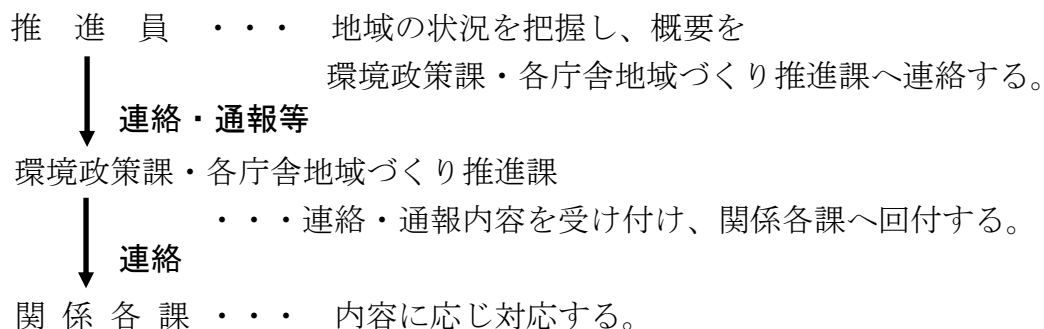
(1) 共通事項

- ・公平かつ責任をもって職務にあたってください。
- ・職務上知り得た秘密を他に漏らさないでください。
- ・職務にあたる時は、身分証明書（推進員証）を携帯してください。
- ・職務で発生した問題点や対応状況を報告してください。
- ・時間が経ってしまってからではどうにもならないこともあるので、早めの連絡をお願いします。

※連絡をいただくことで、問題があるということ自体を把握できます。

ご協力をお願いします。

《業務の流れ》



(2) 職務報告書の提出

年1回、活動内容や頻度をご報告いただいております。毎年1～2月頃、報告書提出の依頼文をお送りいたしますので、期限までの提出にご協力をお願いします。

(3) 環境保全推進員の職務

- ・ごみの減量化・再資源化に関する活動
- ・ごみの適正な排出指導と集積場所の清潔の保持
- ・市の清掃関係事業のPR活動への協力
- ・担当区域内を巡回し、生活環境の状況を把握する
- ・担当区域内の生活環境に関する情報の連絡
- ・生活環境への意識の高揚を図るための指導啓発
- ・地域の良い環境づくりの推進
- ・その他生活環境保全に関し、市長が必要と認めたこと

《 具体例 》

- | | |
|---------------|------------------------|
| •ごみステーションの管理 | •空き地の現状把握と不適正管理の
連絡 |
| •ごみの出し方の指導 | •野焼きの連絡 |
| •集団資源回収等の推進 | •側溝、水路の汚損の連絡 |
| •クリーン作戦の連絡・報告 | •汚濁した事業場、家庭排水の連絡 |
| •不法投棄の連絡 | •アメシロ対策 |
| •分別指導の要請 | |

※ごみステーションを新しく設置したり、移動したり廃止したい場合は、町内会を通じて事前にご相談ください。

※不法投棄を行っている者を見つけた場合は、危険ですので、直接声をかけずに、環境政策課または各庁舎地域づくり推進課まで情報をお寄せください。

その他

推進員の活動中に、万が一事故に遭われた場合には保険が適用されます。速やかに鶴岡市市民部環境政策課・各庁舎地域づくり推進課までご連絡ください。

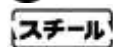
よくある問い合わせ等

問1 取り残されるごみが多いのでごみ袋に記名させたらどうか。

ごみ袋に番号や氏名を記入することについては、ごみステーションを管理する町内会や自治会の判断に委ねております。ごみ袋を出したご本人が確認できるようにするために記入するという活用方法もありますので、実施に際しては各町内会等でご検討願います。

なお、環境政策課では分別の徹底のため、ごみステーションでの早朝立哨指導や町内会等へ出向いての分別講習を行っておりますので、積極にご活用ください。

問2 緑色袋(びん・缶)が分別間違いで残される。

びん・缶は緑色袋に入れて出していただきますが、取り外したびんのキャップや缶詰のふたは、ふたの中には素材が異なるものがあり混入すると、びん・缶としてリサイクルできなくなることから、金属製であれば青色袋、プラスチック製であれば桃色袋へ入れてください。ふたが付いたままのびんが入っていれば分別間違いとなり収集できません。また、緑色袋に印刷しているスチールやアルミのマーク（やのマーク）と同じマークの物を入れてください。違うマーク（のマークなど）の缶は、スチール製・アルミ製であっても青色袋に入れてください。

油などが入っていたびんは、多少汚れがあったとしても固形物がびんの中に残っていなければ、緑色袋に入れてください。

なお、現在、市公式LINEにおいて、ごみの分別を検索することが可能となっておりますので、そちらもご活用ください。

問3 桃色袋(プラスチック製容器包装類)が分別間違いで残される。

桃色袋に入れることのできるプラスチック製容器包装類とは、商品が入っていたもの（容器）や包んでいたもの（包装）のことで、コンビニ弁当の容器やシャンプーのボトル、ペットボトルのラベル・ふた、レジ袋、家電製品の緩衝材（発泡スチロール）などが該当します。コンビニ弁当の容器やシャンプーのボトルなどは、必ず水洗い水切りをして出してください。固形物が付着してとれないものは、リサイクルできないので茶色袋に入れてください。

また、洗面器やバケツ、PPバンドなどのプラスチック製品は茶色袋に入れてください。

問4 傘が分別間違いで残される。

傘を捨てる際は、必ずビニールなどのひもを使って1本ずつしばって出してください（ガムテープは使わないでください）。

傘についている留め具だけだと、リサイクルプラザで処理する際、傘が簡単に開いてしまい、機械の途中で引っかかってしまいます。また、複数本を一緒にしばった状態だと、機械に負荷がかかり、機械の停止や摩耗の原因となります。また、折りたたみ傘も同じように、必ずビニールなどのひもを使って、しばって青色袋に入れ出してください。備え付けの袋は、茶色袋に入れ出してください。

問5 ステーションに残されたごみを調べてもよいか。もし、原因者がわかった場合、原因者に注意しに行ってもよいか。

取り残されたごみの確認は、市から委嘱された推進員に限り行っていただくことが可能です。しかし、原因者が近隣にお住まいの方である可能性が高く、氏名・番号等で確認可能な場合、トラブルが生じることも考えられますので、そのような場合は、環境政策課までご連絡ください。調査のうえ、原因者が判明すれば直接指導いたします。

問6 ごみステーションの新設・交換・修繕への補助はあるか。

本市には約 2,500 箇所のごみステーションが設置されており、その維持管理方法やステーションの規模、形状も異なることから、ごみステーションの新設・交換・修繕に特化した補助制度の創設については、財源の確保も含め検討する必要があります。

現状では、住民自治組織総合交付金の中で、ごみステーションの管理費など衛生業務も含めた加算がなされているところです。まずは、総合交付金の計画的な活用や、無料配付している防鳥ネット（幅2m、長さは指定可能）の活用など、ご理解ご協力をお願いいたします。

なお、ヘルパーや親族が来る日とごみ収集日が合わないなどの理由により、ごみ出しの時間にごみを出せない世帯（ごみ出し困難世帯）への支援の一環として、ごみを収集日まで保管しておく場所の設置や、ごみステーションの改修等を行い、収集日の前日以前からごみを出せる環境を整備する場合には補助制度があります（詳細は13P参照）。

問7 町内会費の支払いをしていない者でも、ごみステーションの利用は許可されるのか。

鶴岡市ごみステーションの設置等に関する要綱において、ごみステーションは（１）町内会等の代表者（２）集合住宅の所有者又は管理者により設置され、維持管理が行われなければならないと規定されております。一方で、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第６条の２においては、「市町村は、一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分しなければならない」と規定されております。従って、市民は税の支払いを通じサービスを受ける権利があるものと解されることから、町内会費の支払いをしない者の利用を一律に制限することは避け、ごみステーション利用料のみ徴収するなど双方の協議により円満な解決に努めていただくよう、ご理解願います。

問8 前日夜にごみステーションにごみを出すことについて、市の見解は。

鶴岡市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第３条においては、住民の責務として、「自ら処分し難い一般廃棄物については、各別の分別容器に収容し、所定の時間及び場所を集める等市長の指示する方法に従わなければならない」と規定されております。一部の町内会においては、高齢者等のごみ出し困難世帯が滞りなくごみ出しできるよう、前日からのごみ出しを可としているところもありますが、その他の町内会においても、指定の時間帯以外でのごみ出しが散見されるところです。公衆衛生保全の観点からも、市広報やSNS等を活用し、指定の時間帯でのごみ出しが守られるよう継続的に周知してまいります。

問9 アメリカシロヒトリの防除対策について教えてほしい。

環境政策課では自治会等で行う薬剤散布による共同防除への支援を行っておりますが、人と環境にやさしい防除方法として、薬剤を散布せずに樹木についた害虫を枝切りバサミなどで枝を切り落とし、燃やすごみとして処分する「巣虫防除」を推奨いたします。防除が遅れると分散して樹木への被害が広がりますので、庭先などを見回りして早期発見にご配慮願います。

問10 管理が不十分な空き地・空き家があり、害虫の発生、建材の落下、草木が茂って見通しが悪い、防犯上良くない等、様々な問題が生じている。

空き地の草刈り等については、環境政策課へ、空き家の管理等については、建築課でそれぞれ対応しております。所有者に対し、第一義的責任のもとで対応するよう、直接訪問や適正管理を促す通知書の送付などにより助言・指導しております。対応いただけない場合、適正な管理が実現するよう、継続的に指導してまいります。

問11 カラスの被害が依然としてあるため、引き続きカラス対策を進めてほしい。

鶴岡公園周辺等の生活環境被害に対応するため、平成 19 年度からは従来までの追い払い対策に加え、箱わなでの捕獲を進めております。昨年度まで 18 年間で、9,900 羽以上を捕獲しております。引き続き捕獲を実施するとともに、カラスによる生活環境被害などの実態把握に努めてまいります。

問12 果樹等の剪定枝の処理について、消防署に届出をすれば畑で焼却してもよいのか。

廃棄物処理法によって、野焼きは禁止されております。一部例外として政令で定める「農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却」は認められておりますが、ダイオキシン類による環境汚染の防止を図ることが野焼き禁止の趣旨であることから、野焼きは、ごみで出せない、車でも入っていけない場所など、他に方法がない等のやむを得ない場合に限るようお願いいたします。

なお、果樹の剪定枝につきましては、農業を営むうえで発生したものですので、全て事業系ごみになります。従って、生活系一般ごみとして、ごみステーションに出すことはできないためご留意願います。

令和8年度鶴岡市廃棄物・環境担当者一覧

4月1日現在

部・課	連絡先	役 職	氏 名	担 当 地 区
市民部		部 長	佐 藤 玲 子	
環境政策課		課 長	加 藤 明	
		主 幹	石 川 誠	
		課長補佐	川 村 慎 吾	
		副主幹	岡 部 穰	
		副主幹	山 口 え み	
	TEL:26-0139 FAX:22-2879	主 査	藤 原 義 康	
		主 事	西 脇 慎 太 郎	
		主 事	湯 田 雛 乃	
		主 事	笹 原 綾 乃	
		主 事	佐 藤 況	
	TEL:35-0160 FAX:22-2879	環境政策専門員	大 瀧 裕 也	
	TEL:22-2849 FAX:22-2879	主 査	阿 部 真	
		主 査	菅 原 利 博	
		環境政策専門員	川 井 淳 平	
		専門員	長 谷 川 涼 子	
		主 事	奥 山 雄 也	
	TEL:22-2848 FAX:22-2879	事業推進主査	小 野 寺 保 則	
		主 事	引 地 桃 衣	
		主 事	野 尻 優 太	
		主 事	元 木 友 麻	
	TEL:22-2848 FAX:22-2879	技能主査	高 橋 知 博	
		環境政策技能専門員	齋 藤 孝 博	第6学区、豊浦、西郷、温海地域
		環境政策技能主任	五 十 嵐 栄 喜	第1学区、斎、湯野浜、櫛引地域
		技能職員	佐 藤 和 晴	第2学区、栄、京田
		技能職員	石 川 弘 一	第3学区、大泉、黄金、藤島地域
		技能職員	佐 藤 喜 一	第4学区、大山、加茂、朝日地域
		技能職員	斎 藤 秋 俊	第5学区、上郷、田川、湯田川、羽黒地域
藤島庁舎 地域づくり推進課	TEL:64-5807 FAX:64-5940	課 長	大 塚 昌 史	
		課長補佐	鈴 木 理 恵	
		専門員	佐 藤 慶 太	
羽黒庁舎 地域づくり推進課	TEL:26-8774 FAX:26-9109	課 長	観 世 安 司	
		課長補佐	伊 藤 晋	
		地域づくり専門員	渡 邊 雅 之	
櫛引庁舎 地域づくり推進課	TEL:57-2116 FAX:57-2119	課 長	齋 藤 芳	
		課長補佐	河 井 利 恵 子	
		地域づくり専門員	伊 藤 春 樹	
朝日庁舎 地域づくり推進課	TEL:53-2111 FAX:53-2119	課 長	清 野 た え	
		課長補佐	地 主 勉	
		主 事	工 藤 光 貴	
温海庁舎 地域づくり推進課	TEL:43-4614 FAX:43-4631	課 長	伊 藤 隆	
		課長補佐	五 十 嵐 ル ミ	
		主 事	佐 藤 綾 峰	